

## 就学援助制度に関するお知らせ

利根町では、町内小中学校に就学するお子様のいる世帯で、経済的な理由により就学困難と認められる世帯に対し、給食費や学用品費など、学校教育に必要な費用の一部を援助しています。この案内をご確認いただき、就学援助を希望される場合は、お子様が就学する学校又は教育委員会に申請書をご提出ください。

### 1. 就学援助の対象となる方

利根町に住所を有し、利根町立小・中学校へ在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 要保護児童生徒・・・生活保護を受けている世帯の児童生徒(申請は不要です。)
- (2) 準要保護児童生徒・・・要保護者に準じる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒(裏面 表1を参考)

### 2. 援助対象費目 (裏面 表2を参考)

学校給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費(遠足等)、修学旅行費、オンライン学習通信費、医療費など

### 3. 申請方法 ※生活保護を受給中の方は申請不要です。

別紙「就学援助申請書」に必要事項を記入し、期限までにお子さまの在籍する学校又は役場学校教育課に提出してください。申請書類をもとに所得等審査を行い、認定結果を通知します。

※オンライン申請も可能です。(詳しくは、別紙「電子申請入力にあたって【令和4年度利根町就学援助申請】」を確認してください。)

オンライン申請はこちらから→



#### 提出書類

- ・『就学援助申請書』 ・添付書類(裏面参照)
- ・保護者の振込先口座が分かる通帳の写し
- ・身分確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカードなど)

※上記書類がそろっていない場合、申請を受付することができません

#### 提出期限

**令和4年6月10日(金)** 役場へ郵送する場合は必着

#### 提出先

お子さまが通学する学校又は役場学校教育課へご提出ください。

#### 【注意事項】

- ① 1世帯につき1枚の申請書をご提出ください。(兄弟姉妹が小学校と中学校に在籍している場合は、どちらか一方の学校にご提出ください。)
- ② 申請は随時可能です。年度途中での申請の場合は、申請月の翌月から認定となります。
- ③ 審査のため、世帯全体の所得を確認しますので、確定申告等が必要な方は、必ず申告を済ませてください。(所得のない方(被扶養者を除く)も所得がない旨の申告が必要となります。)
- ④ 毎年度の申請が必要となります。



### 4. 援助費の支給

- (1) 就学援助費は申請者(児童生徒の保護者)の口座に振込みで支払われます。(年3回学期末頃)  
※要保護対象者は、学校を通しての支払いになります。  
ただし、学校への滞納がある場合(兄弟分含む)は、学校徴収金に充当します。
- (2) 入学前に新入学用品費の前倒し支給(入学準備金)を受けている場合は、新入学用品費の支給はありません。

### 5. その他

- (1) 認定基準に該当しない場合は、認定されないこともありますのでご了承ください。
- (2) 認定後、再婚・離婚・転居等で世帯の状況が変わった場合は、必ず教育委員会へご連絡願います。
- (3) 各学校の学校徴収金は必ず納めてください。
- (4) 学校教育課職員や担当地区の民生委員の訪問を実施する場合があります。
- (5) 福祉課及び社会福祉協議会から就学援助認定世帯に対する支援情報を提供するために、認定者情報(住所・氏名)を上記関係機関と共有させていただきます。
- (6) 入学準備金と入学後の就学援助費は、審査の基準年度が異なるため、審査結果が異なることがあります。

(裏面へ続く)

表1【準要保護の認定要件・添付書類】

	準要保護の認定要件	添付書類
ア	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けている	なし
イ	町民税が非課税である（世帯全員）	なし ※本年1月2日以降利根町に転入した方は1月1日時点居住地で発行された令和4年度非課税証明書（注1）
ウ	町民税の減免の扱いを受けている（世帯全員）	減免通知書の写し
エ	個人事業税の減免を受けている	減免されていることが分かる書類の写し
オ	固定資産税の減免を受けている（新築の場合は除く）	
カ	国民年金の保険料の減免を受けている（世帯全員）	
キ	国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている	
ク	児童扶養手当の支給を受けている	支給されていることが分かる書類の写し
ケ	生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている	生活福祉資金貸付決定の分かる書類の写し
コ	前年度または前々年度の世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じて、別に定める算式により算定した額の1.2倍以下の者	なし ※本年1月2日以降利根町に転入した方は1月1日時点居住地で発行された令和4年度課税（非課税）証明書（注1）  ※賃貸住宅に居住している場合は、家賃の金額が確認できる書類の写し

（注1）令和4年度の証明書は6月以降（市町村によって取得可能日が異なるため、詳しくはお住まいだった市町村に確認してください）でないと取得できないため、提出期限までに申請書のみ提出し、証明書取得後提出してください。

表2【準要保護の援助対象費目・援助額（年間限度額）】

援助経費項目	説明	準要保護		要保護
		小学生	中学生	
学用品費	児童生徒が教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品購入費(実験・実習教材を含む。)	11,630円	22,730円	生活保護費 (教育扶助)
通学用品費	2年生以上の児童生徒のための通学用品	2,270円	2,270円	
新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品(下記入学準備金受給者及び中途認定者除く。)	54,060円	60,000円	
入学準備金	新入学児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品(次年度に利根町立小中学校に就学予定者の保護者で、町内に住所を有するものに限る。)	54,060円	60,000円	
校外活動費(宿泊を伴わない)	学校行事として実施する校外活動に参加するために必要な交通費及び見学料等	1,600円	2,310円	
校外活動費(宿泊を伴う)	学校行事として実施する校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために必要な交通費及び見学料等	実費	6,210円	
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要な交通費及び見学料等	実費	実費	実費
学校給食費	学校給食費	44,330円 (4,030円/月)	50,600円 (4,600円/月)	生活保護費 (教育扶助)
医療費	学校保健安全法第24条の政令で定める疾病(学校保健安全法施行令第8条)(注2)	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要する費用		
オンライン学習通信費	学校又は教育委員会が認める家庭でのオンライン学習のための通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む)	14,000円 ※世帯ごと	14,000円 ※世帯ごと	生活保護費 (教育扶助)

（注2）トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬及び膿痂疹、慢性副鼻腔炎、アデノイド、齲(う)歯、中耳炎、寄生虫病

問い合わせ・提出先  
〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町大字布川841-1  
利根町教育委員会 学校教育課 学務係  
電話 0297-68-2211 (内線403)